

## 西宮市中小企業等デジタル化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市内の中小企業等のデジタル化を促進することを目的として実施する西宮市中小企業等デジタル化支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業等 別表第1左欄の業種分類の区分に応じ、当該右欄に掲げる定義を満たす会社又は個人事業主をいう。
- (2) 大企業 前号に規定する中小企業等以外の者であつて、事業を営む法人をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合は除く。

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、西宮市に事業所を有する者のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 前条第1号に規定する中小企業等であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。ただし、西宮市以外の市町村に納税義務がある者については、納税義務のある市町村において市町村税を滞納していないこと。
- (3) 西宮市においてデジタル技術を活用した事業を補助金の交付決定後1年以上継続して行う意思を有する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業等
  - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業等
  - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
- (2) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）を除く。）
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を営む者
- (5) 法人格のない任意団体
- (6) 補助金交付申請の時点で西宮市指名停止基準に基づく指名停止措置が講じられている者
- (7) 前6号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認めた者

#### （補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当するものとする。ただし、国、県又はその他各種団体等から補助対象事業に対し、補助金等が交付される場合又は交付される予定となっている場合は補助の対象としない。

- (1) 業務効率化事業（会計、人事、ビジネスチャット又はオンライン会議に係るソフトウェア等を導入する事業）
- (2) 新しい生活様式・新たな顧客獲得事業（キャッシュレス決済、POSレジ、顧客管理又は販売支援に係るソフトウェア等を導入する事業）

#### （補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。）で、別表第2に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、補助対象事業者が補助金の交付の決定を受けた日以後に発生した経費であって、市長が別に定める期日までに支払を完了したものに限る。

#### （補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち別表第2に掲げる各経費区分に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とし、かつ、「ハードウェア導入費用」に3分の2を乗じて得た額が25万円を超える場合は25万円とする。）の合計額を限度とし、市の予算の範囲内で市長が決定する額とする。

- 2 前項の補助金の額が10万円に満たない場合は0円とし、50万円を超える場合は50万円とする。
- 3 第1項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 この要綱に基づく補助金の交付は、1事業者につき1回を限度する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 添付書類チェックリスト（様式第1号）
- (2) 申請者概要（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) 補助対象経費の見積書その他これに相当する書類の写し
- (7) 補助対象事業の詳細が確認できる書類の写し
- (8) 履歴事項全部証明書（申請者が個人事業主の場合にあっては住民票）の写し
- (9) 税務署の受付印が押印された個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は税務署の受付印が押印された令和4年分の所得税確定申告書第一表の控えの写し（申請者が個人事業主の場合に限る。）
- (10) 市税の滞納のない証明書
- (11) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容に関する審査を行い、補助金を交付することが適当と認めたときには、補助金等交付決定通知書により、又、補助金の交付が不適当と認めたときは、補助金等不交付決定通知書により、それぞれ申請者に対して通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる変更を除き、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく補助事業等変更等申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当初の交付決定時の補助金の額からの増額は認めないものとする。

- (1) 補助対象経費が30パーセント以内の減額となる場合
- (2) 補助対象経費に新たな経費区分の追加が生じない場合
- (3) 補助事業の完了時期が変更となる場合において、第11条に掲げる期日までに補助事業等実績報告書を提出する場合

2 前条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

(調査等)

第10条 市長は、必要に応じて、補助事業者に補助事業の進捗状況、効果等及び補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について説明又は文書の提出を求めることができ、補助事業者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(事業実施の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から20日以内または市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 補助事業を実施したことを証明する書類の写し
- (4) 補助対象経費の金額を確認できる書類の写し
- (5) 補助対象経費を支出したことを証明する書類の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書により通知する。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業が完了した日から30日以内または市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、補助金等交付請求書を市長に提出し、補助金の交付請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助対象事業者からの交付請求に基づき、補助金を交付する。

(関係書類の保存)

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日(補助事業中止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間は、帳簿等の補助事業に係る全ての関係書類の原本を保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまで、補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に

供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき
- (3) 補助金の交付を受けて購入した物品を本来の目的以外の用途に使用したとき
- (4) 前3号に定める場合のほか、市長の指示に従わなかったとき

(補助金の返還)

第16条 市長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(効果測定調査)

第17条 市長は、補助金を交付した日が属する年度の翌年度以降に補助事業者に対して、効果測定調査を実施することができる。

2 補助事業者は、正当な理由がなく前項の調査を拒んではならない。

(補則)

第18条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助事業については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第2条関係)

業種分類	定義
1 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
2 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する

	従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
3 サービス業 (ソフトウェア業 又は情報処理サ ービス業、旅館業を 除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
4 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数50人以下の会社及び個人事業主
5 ゴム製品製造 業(自動車又は航 空機用タイヤ及び チューブ製造業並 びに工場用ベルト 製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数900人以下の会社及び個人事業主
6 ソフトウェア 業又は情報処理サ ービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人事業主
7 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数200人以下の会社及び個人事業主
8 その他の業種 (上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人事業主
9 医療法人、社 会福祉法人	常時使用する従業員の数300人以下の者
10 学校法人	常時使用する従業員の数300人以下の者
11 中小企業支援 法(昭和38年法 律第147号)第2 条第1項第4号に 規定される中小企 業団体	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
12 特別の法律に よって設立された 組合又はその連合 会	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
13 財団法人(一 般・公益)、社団法	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

人（一般・公益）	
14 特定非営利活動法人	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

- (1) 「常時使用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため「常時使用する従業員」には該当しないものとする。
- (2) 本事業に申請する全ての事業者は、製品・サービスの生産・提供など、生産活動に資する事業を行っており、補助対象事業を実施することにより製品・サービスの生産・提供などの生産性向上に資するものであること。

別表第2（第5条関係）

経費区分	項目
ソフトウェア導入費用	購入費、リース料、レンタル料、サービス利用料、ソフトウェア導入にあたり要する設定費及びデータ移行費用等（上記に係る保守サポート費用も含む）
ハードウェア導入費用	購入費、リース料及びレンタル料等（上記に係る保守サポート費用も含む）
外注費・委託費	システム構築及びLAN構築に係る費用等

- (1) 「ソフトウェア導入費用」及び「ハードウェア導入費用」のうちリース料、レンタル料及び保守サポート費用並びに「ソフトウェア導入費用」のサービス利用料等において、月額費用が発生する場合は、最大3か月分を対象経費とする。ただし、補助対象期間内に支払いが完了している経費に限る（年間利用料の場合は、按分して算出するものとする）。
- (2) 「ハードウェア導入費用」は、「ソフトウェア導入費用」を計上しており、かつ、当該ソフトウェアの使用に資するものである場合のみ計上できるものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- (3) 「外注費・委託費」を計上する場合は、「ソフトウェア導入費用」を計上しており、かつ、当該ソフトウェア導入に関連したものである場合のみ計上できるものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。